

接続料の算定等に関する研究会第 44 回  
の議論を踏まえた事業者等への  
追加質問及びその回答

## 質問番号、回答者及び質問内容について

質問番号 質問者	回答者	質問内容
【質問1】	NTTドコモ、 KDDI、ソフト バンク	予測の算定方法について、各社とも GL に沿って算定されている、算定方法は必ずしも各社同一にする必要はないとの意見であったが、MVNO に対して予測可能性、適正性を考えると、同一の算定方法が求められるのではないか。 (辻座長)
【質問2】	NTTドコモ、 KDDI、ソフト バンク	配賦方法について、各社 GL に沿って精緻化に努めていると認識。実際の配賦状況を見てみると、同じ設備であるのにも係わらず配賦か直課か、またその比率も各社において差異がある。個々の設備の大きさや設備構成は各社それぞれ異なることを理由とされているが、配賦か直課かは、設備によって統一できると思うが、どうか。
【質問3】	MVNO 委員 会	予測の算定方法に関し、MVNO に開示される情報は、MNO 各社より算定根拠を基本としたものと説明されているところ、MVNO に開示されている情報は省令に照らし、十分なものといえるか。また、MVNO の予見性確保に資するものであるといえるか。
【質問4】	MVNO 委員 会	需要の考え方に関し、MVNO の需要(契約帯域)を考えたとき、どのような考え方に従い算定されるべきか。「MNO が直面する需要」(実際の設備や利用状況を踏まえたもの)と、「MVNO が直面する需要」(接続料の課金基準となるもの)が同等のものとなっているかについて、どのような観点から検証を行うべきか。
【質問5】	MVNO 委員 会	その他、「モバイル接続料の検証について」にて提示された論点及び MNO の説明に関し、ご意見あれば伺いたい。特に、MNO による MVNO への情報開示についてどのように考えるか、ご意見を伺いたい。

株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)、KDDI株式会社(以下「KDDI」という)、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という)、一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会(以下「MVNO委員会」という)

質問1 予測の算定方法について、各社とも GL に沿って算定されている、算定方法は必ずしも各社同一にする必要はないとの意見であったが、MVNO に対して予測可能性、適正性を考えると、同一の算定方法が求められるのではないかと考えます。

(辻座長)

【NTTドコモ回答】

予測の算定方法について、適正性の観点からは、各社同一の算定方法とするのが望ましいと考えます。しかしながら、各コストのコントロールおよび管理は、各社の戦略・方針に基づくものであり、それぞれ異なるものと想定されることから、すべての算定を同一とすることは実現可能性が低いのではないかと考えます。そのため、直課で控除できるものは直課、直課で控除できないものは適切な配賦基準で配賦することを原則としつつ各社同一とすべき算定箇所について検討することが適当ではないかと考えます。なお、予測可能性の観点については、算定方法の継続性についても配慮することが必要であると考えます。

【KDDI回答】

MVNO の予測可能性や接続料の適正性の向上を図っていくことは重要と考えます。

しかし、各社によって、ネットワーク構成、設備の構築方法、費用や資産の構成、会計処理の方法、費用・固定資産の管理方法、抽出可能なデータの粒度、データ取得の可否等が異なると考えます。

そうした状況の中で同一の算定方法を適用することは、各事業者の事情を適切に反映できず、結果として精緻な算定とはならない可能性があります。このように、MVNO の予測可能性や接続料の適正性を確保できない可能性を含んでいる点を踏まえれば、同一の算定方法とすることについては慎重な議論が必要と考えます。

【ソフトバンク回答】

予測値の算定方法については、ガイドライン p24 コ) 将来原価方式を用いた算定 b 算定方法に「過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、原則として、設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる」と明示されており、MVNO 各社はそれに基づき合理的な範囲で算定していること及び省令様式にて総務省殿に報告していることから適正性は現状においても確保されていると考えます。また、MVNO に対する予測可能性については、各社の適切な情報開示等を以て確保されていると考えます。

仮に予測方法を見直すとしても、各社固有の事情（例えばネットワーク構成、会計処理及び事業計画等）が反映されることが望ましく、他社との差分があること自体が MVNO の予見性を阻害するものではないと考えます。

質問2 配賦方法について、各社 GL に沿って精緻化に努めていると認識。実際の配賦状況を見ていると、同じ設備であるのにも係わらず配賦か直課か、またその比率も各社において差異がある。個々の設備の大きさや設備構成は各社それぞれ異なることを理由とされているが、配賦か直課かは、設備によって統一できると思うが、どうか。

(辻座長)

【NTTドコモ回答】

控除方法について、直課もしくは配賦のいずれかを決定する要因としては、同じ設備を用いているか否かではなく、質問1にて述べましたとおり各社のコストのコントロールおよび管理の違いによるものであると考えます。直課で控除できるものは直課、直課で控除できないものは適切な配賦基準で配賦することを原則としつつ、同じ設備で配賦する場合の配賦方法については、各社で統一の方法が取り得るかを議論することが適当と考えます。

【KDDI回答】

各社によって、ネットワーク構成、設備の構築方法、費用や資産の構成、会計処理の方法、費用・固定資産の管理方法、抽出可能なデータの粒度、データ取得の可否等が異なると考えます。このように、同じ設備であっても各社それぞれ事情が異なることから、設備ごとに直課か配賦かを統一することについては慎重な議論が必要と考えます。

【ソフトバンク回答】

データ接続料の例では、ガイドラインに p18~19 に記載されている以下規定に則り、当社は直課できるものについては直課を、直課が困難なものについては配賦を行っており、他社においても同様の対応をされていると想定しています。

■ステップ 2

<回線容量課金対象外費用として直課すべきもの>

⇒「a) 回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用及び接続事業者が使用しない設備に係る費用が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。」

<回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に直課できないもの>

⇒「b) 回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計するこ

とが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。」

### ■ステップ3

<接続料原価対象外費用として直課すべきもの>

⇒「c 接続料原価対象外費用となる営業費用」に記載されている内容

<接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの>

⇒「b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。」

直課できるか、直課が困難であるかは、先日の第44回会合にて高橋先生よりコメントがありました通り、「同じ勘定科目であっても各社実態は異なる」、例えば、各社の会計管理、会計処理や粒度などによって異なるといったことでないかと想定しますので、その点は継続性やシステム制約等の観点から、統一化することは困難と考えます。

質問3 予測の算定方法に関し、MVNO に開示される情報は、MNO 各社より算定根拠を基本としたものと説明されているところ、MVNO に開示されている情報は省令に照らし、十分なものといえるか。また、MVNO の予見性確保に資するものであるといえるか。

(辻座長)

【MVNO委員会】

MVNO 個社に対して開示されている情報であるため、当委員会にて内容は把握できておりませんが、一部のMVNO から「総務省告示（平成28年第107号）に示されているような具体的な算定方法（計算式等）がなく、情報開示が不十分な状況」「現在の開示情報だけでは、MVNO 自らの努力でもって予想するのは難しい」との声がございます。

今後さらにMNOにおいて5Gサービスに関する設備投資が進むことや、ウィズコロナ、ポストコロナにおけるトラフィック増等が考えられるなか、接続料への影響が大きい可能性もありますので、こうした変動要素を含めて、情報開示内容の充実に向けて検証を進めて頂くようお願いします。

質問4 需要の考え方に関し、MVNOの需要（契約帯域）を考えたとき、どのような考え方に従い算定されるべきか。「MNOが直面する需要」（実際の設備や利用状況を踏まえたもの）と、「MVNOが直面する需要」（接続料の課金基準となるもの）が同等のものとなっているかについて、どのような観点から検証を行うべきか。

（辻座長）

【MVNO委員会】

需要の考え方に関しては、前提として、MNOにおいて、能率的な経営が行われているか、即ち、MNOにおけるネットワークのデータ伝送容量（キャパシティ）が過大なものとなっていないかについて、MNOそれぞれの実態（例えば、MNOの実需要とMVNOの契約帯域との合計がネットワークの伝送容量に占める割合等）を、時系列を追って確認のうえ、その妥当性を検証いただくことがまずは必要と考えます。

次に、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」において「需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量である」と示されていることを踏まえ、MNOの需要について、その考え方や算定方法等の合理性についてMNOからヒアリングを行い、その適正性について、引き続き検証頂きたく存じます。

なお、現状の「MVNOが直面する需要」は時間帯によらず一定ではありますが、「MNOが直面する需要」が時間帯によって変動しているなかでの平均値等を採用している場合は、利用者へのサービス面（速度品質や原価等）では、MNOとMVNO間でのイコールフットイングが確保されない要因となっている可能性があるとも考えられますので、こうした観点からの検証も行って頂ければと存じます。

質問5 その他、「モバイル接続料の検証について」にて提示された論点及び MNO の説明に関し、ご意見あれば伺いたい。特に、MNO による MVNO への情報開示についてどのように考えるか、ご意見を伺いたい。

(辻座長)

【MVNO委員会】

非開示情報が多く当委員会として評価しづらいところではありますが、第 44 回接続料の算定等に関する研究会にて提示された各論点は、現時点で考えられる観点等を網羅的に挙げて頂いているものと考えますので、それぞれについて詳細に検証を進めて頂きたく存じます。

MNO による MVNO への情報開示については、現在の開示情報だけでは、MVNO 自らの努力でもって予想するのは難しい等の声があることから、MNO 各社には MVNO の予見性向上につながる具体的な情報を積極的・能動的に開示頂きたいと考えております。また、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う不測の事態に限らず、平時であっても、接続料について予測算定時と状況変化が生じた場合には、MVNO では検知が困難であることから、MNO から MVNO に対して適時かつ具体的に情報提供、情報開示がなされることが必要と考えます。